

「東北地方太平洋沖地震」で被災された方々に対する契約者貸付利率の減免・企業向け融資関係の特別取扱いについて

このたびの東北地方太平洋沖地震で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。  
朝日生命保険相互会社（社長 佐藤 美樹）は、このたびの地震で被災された方々を支援するため、下記のとおり特別取扱いを実施します。

記

1. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（金利の減免）について

東北地方太平洋沖地震で被災されたご契約者さまの新規の契約者貸付について、1 契約あたり 100 万円を限度として、契約者貸付利率の減免を以下の通り、取扱うことといたします。

(1) 対象契約

災害救助法適用地域（※）に居住し、被災されたご契約者さま加入の個人保険・個人年金保険契約

(2) 適用利率、上限額

年 1. 5%、 1 契約あたり 100 万円限度（ただし、責任準備金の一定範囲内）

(3) 上記利率の適用期間

貸付日から平成 23 年 12 月 31 日までの間

(4) 受付期間

平成 23 年 6 月 30 日まで

お客様サービスセンター

0120-714-532（通話料無料）

受付時間：

月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

13:00～17:00

（但し、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

2. 法人のお客様への融資について

原則、災害救助法適用地域（※）で被災され、既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更等のご相談を個別に承ります。

当社の融資担当者へお問い合わせ下さい。

（※）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用地域。ただし、大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都は除きます。

以上